

道産水産物魚食普及推進事業実施要領

平成28年4月1日付け水経第1790号水産林務部長通知
令和元年6月25日付け水経第479号水産林務部長通知
令和3年3月25日付け水経第1757号水産林務部長通知
令和4年3月17日付け水経第3087号水産林務部長通知
令和8年4月1日付け成長第2441号成長産業担当局長通知

第1 目的

道産水産物の魚価の安定化を図るため、国内市場の安定的な需要を確保する必要があるが、国内においては、魚介類の消費量の低迷が顕著となっており、このまま進行すると、生産量と消費量の需給バランスがくずれ、道産水産物の価格維持安定等に支障を来す恐れがあることから、減少を続ける魚介類の消費回復や魚食文化の維持・発展を図るため、予算の範囲内において道産水産物魚食普及推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の規定によるほか、この要綱を定めるところによるものとする。

なお、国の補助金等を財源とする場合には、このほか、当該補助金等の交付に関する規程によるものとする。

第2 補助金の交付の対象

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- ・魚食習慣定着の促進に向けた事業及び多様な魚食形態の創出に向けた事業

（1）魚食習慣定着促進事業

栄養士や給食事業者への魚食のPRや新製品の開発等、魚食習慣定着の促進に向けて必要な事業

（2）道産水産物普及促進事業

地域の魚種の特徴を活かし、生活スタイルの多様化に対応した販売促進や魚食形態の創出など、道産水産物の喫食機会の増加に向けて必要な事業

第3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、漁業者、漁業協同組合、その他漁業者団体、水産加工団体、調理師団体とする。

第4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の道産水産物魚食普及推進事業実施計画承認申請書（以下「実施計画書」という。）を作成し、別に指示する期日までに、知事に提出しなければならない。

2 事業実施計画の承認

- （1）知事は、実施計画書の内容が本事業の目的及び内容等に適合すると認めるときは、予算の

範囲内で実施計画を承認し、補助金の交付の申請をしようとする者に通知する。

- (2) 知事は、補助金の交付予定額及び補助金等交付申請書の提出期限を補助金の交付の申請をしようとする者に通知する。

第5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、旅費、資料作成費、サンプル作製費、加工経費、資材費、運送費、施設使用料、アンケート実施料、検査料、講師謝金、広告宣伝費、WEB作成費、その他事業遂行上真に必要とされる経費とする。

第6 補助率

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

第7 補助金の交付の申請

- 1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事の定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第3号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（別記第4号様式）
- (3) 経費の配分調書（別記第5号様式）
- (4) 事業予算書（別記第6号様式）
- (5) 資金収支計画書（別記第7号様式）
- (6) 電子交付申出書兼メールアドレス確認書（別記第8号様式）（道からの補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）

- 2 補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

- (1) 提出期限 第4の2の(2)において指示する期限
- (2) 提出先 北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課

- 3 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第8 補助金の交付の決定等

知事は、補助金の交付の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、別記第9号様式により、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

第9 申請の取下げ

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第 10 号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。
- 2 1 の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第 10 事情変更による交付の決定の取消し

- 1 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 知事が 1 の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

第 11 補助事業の遂行

補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

第 12 補助事業の変更

- 1 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書（別記第 11 号様式）に第 7 の 1 に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次の全ての事項に該当するときはこの限りでない。
 - (1) 補助対象経費の増減が 20 パーセント未満の場合
 - (2) 補助金の額が増額とならない場合
- 2 知事は、1 の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事情やむを得ないと認められるものに限り、承認を行うものとする。

第 13 補助事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ知事に補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第 12 号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

第 14 補助事業の執行の遅延又は不能

補助事業者は、補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに知事に補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第 13 号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

第 15 補助事業の状況報告等

補助事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、知事から報告を求められたときは指示された日までに報告を行い、又は道の職員による調査を受けたときは調査に協力しなければならない。

第 16 補助事業の遂行等の命令

補助事業者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを知事から命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

第 17 補助金の概算払

補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、補助金等概算払申請書（別記第 14 号様式）に最新の資金収支計画書（別記第 7 号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

第 18 実績報告等

1 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記第 15 号様式）に、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第 3 号様式）
- (2) 補助金等精算書（別記第 16 号様式）
- (3) 事業精算書（別記第 17 号様式）

2 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式（別記第 9 号様式関係）によりその金額（実績報告において、2 により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第 19 補助金の額の確定

知事は、補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査するほか、必要と認めるときは、あらかじめ指定した職員に補助事業者の収支等を確認させるとともに、当該職員に補助事業完了に係る調査状況調書（別記第 18 号様式）を作成させ、適合すると認めるときは、交付すべき

補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第20 交付の決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) (1) から (3) までに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 1の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第21 電子メールによる申請等

補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。